

令和6年度 志布志市地域活性化起業人制度（DX人材）募集要領

わが国では、少子高齢化やそれに伴う労働生産力の低下、税収の減少、社会保障費の増大、ひいては財政の逼迫など、人口減少が地域社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会、経済、人々の行動や価値観などあらゆる面に波及し、大きな変化をもたらしました。

このような時代の大きな転換点に的確に対応するためには、デジタル化の進展が急務となっています。

本市においても、これらを念頭に、第2次志布志市総合振興計画で将来像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」を実現するため、行政のデジタル化に取り組み、将来にわたって志布志市が豊かであるための社会づくりを推進し、今後も質の高い市民サービスを提供するために、従来の枠組みを抜本的に見直したスマート自治体への転換を推進することを目的とした「第4次志布志市情報化計画」を策定し、様々な課題解決に向け取り組んでいます。

そこで、デジタルの力を活用した住民満足度向上の取組をより確実かつ効果的に推進するために、本市では、DXによる地域課題の解決や庁内業務の効率化等を図るため、総務省の地域活性化起業人制度 企業人材派遣制度を活用したDX人材の派遣にご支援ご協力いただける企業を次のとおり募集します。

1 事業概要

本市と三大都市圏内の企業との間で、社員の派遣と市の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあっては支店等からの派遣も可）を派遣していただきます。

派遣された社員は本市において、そのノウハウや知見を最大限発揮し、次の業務に従事していただきます。

2 業務内容

本市が所管する次の業務に従事していただきます。

- (1) 志布志市情報化計画における以下の重点施策の推進に関すること
 - ア 新しい窓口の在り方検討
 - イ 行政手続のオンライン化の拡充
 - ウ デジタル人材の確保・育成

3 募集人数 1名

4 応募要件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務している方（入社後2年未満の方は除きます）

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

6 派遣期間

派遣開始日から最長3年間とします。

7 主たる勤務地

月ごとに市役所開庁日の半数を超える日数を志布志市内で勤務していただきます。

8 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、志布志市の条例、規則その他の規定に基づきます。

ア 勤務条件 8時30分から17時15分まで

イ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日

9 費用負担

本市は派遣に要する費用として、派遣元企業に対し1年度あたり560万円を限度とし、月割により計算した額（千円未満切り捨て）を負担します。ただし、令和6年度分については280万円を限度に月割により計算した額（千円未満切り捨て）とします。

10 応募方法

(1) 応募の申込

以下の書類をメールで提出してください。また、応募書類を提出した旨の電話を併せてお願いします。

ア 志布志市地域活性化企業人申出書

イ 会社概要

ウ 職務経歴書（派遣予定者）

エ 「2 業務内容」に対して、申出者が支援できる内容を記載した書類。（任意様式。A4版6ページ以内）

オ 「2 業務内容」に類似する案件又はその他業務改善の支援実績があるときは、その一覧を記載した書類。（任意の様式。受注年度、発注者名、件名を記載すること。）

(2) 応募期限

令和6年6月28日（金）17時まで

(3) 提出・問い合わせ先

メール提出先：digital@city.shibushi.lg.jp

志布志市総合政策課政策推進グループ

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

TEL：099-472-1111（内線442）

FAX：099-473-2203

11 応募から派遣までの流れ

応募書類を基に、派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と面談（Web）を行い選考させていただきます。

選考後、派遣元企業のご担当者と受入条件、費用負担等について協議を行い、協議内容に基づく協定書案を作成します。本市と派遣元企業でそれぞれ合意の上協定を交わし、派遣を開始します。

12 その他

地域活性化企業人の要件等の詳細は、「（別紙）志布志市地域活性化近業人制度推進要綱」の定めるところによります。